

# 協会の自主的取り組み

## シェアワーカー向け確定申告セミナーを国 税庁協力のもと開催



イベントは終了です

～シェアと税制度の未来を考える2018～はじめて確定申告入門講座  
セミナー

主催：一般社団法人シェアリングエコノミー協会

後援：国税庁

企画協力：(株)マネーフォワード

確定申告普及推進パートナー(サービス名)：スペースマーケット・

クラウドワークス・TABICA・Anytimes・Coconala・Tadaku・LiveDeli・

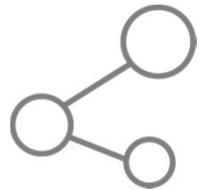
ランサーズ

## ユーザーに向けた確定申告の お知らせの雛形を配信



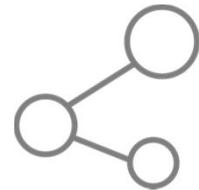
# 現状認識と要望

協会は、シェアエコ課税問題を重要課題と位置づけており、必要な対処を行う用意がある



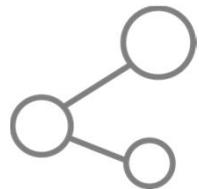
## 1. シェアリングサービス利用者の確定申告制度の認知の向上と普及に向けて

- サービス提供者個人に対する納税申告の啓発
  - 社会的にユーザーの申告納税に対する認知は必ずしも高くない  
政府・民間が協働で納税への啓発を強化する必要がある
- 確定申告手続の利便性の向上
  - ICTを活用した納税の利便性の向上



## 2. 制度検討について

- プラットフォーム事業者によるユーザー情報等の情報提供制度については慎重な検討が必要
  - PFが持つユーザーの情報は企業ごとに差
  - 創業5年以内の事業者が多く、対応負荷が大きい企業も存在
- 海外とのイコールフィッティングを図り健全な競争環境の整備が必要



## 仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境の変化（主なもの）

### 平成 29 年 4 月 改正資金決済法\*の施行

- ・ 「仮想通貨」の定義を法定（注1）
- ・ 仮想通貨交換業者に対する登録制を導入（平成 29 年 9 月、初回 11 社が登録）
- ・ 仮想通貨交換業者に対し、  
①口座開設時における顧客の本人確認（犯罪収益移転防止法改正）、②顧客への取引情報の提供（注2）等を義務付け。

\* 資金決済に関する法律

### 平成 29 年 7 月 改正消費税法施行令の施行

- ・ 仮想通貨の譲渡について消費税を非課税とする措置を導入（平成 29 年度税制改正）。

### 平成 29 年 12 月 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」公表

- ・ 仮想通貨取引による所得の計算方法について Q&A 形式で説明。

### 平成 30 年 2～3 月 平成 29 年分所得税等の確定申告

- ・ 仮想通貨取引を含む雑収入が 1 億円以上あった申告の件数は 3 3 1 件。

### 平成 30 年 国税庁「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」開催

- ・ 仮想通貨交換業者が顧客に対して所得の計算上必要となる情報を提供するよう、関連団体を通じて協力を依頼。

（注1）資金決済法2条⑤ この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

（注2）仮想通貨交換業者に関する内閣府令17条④ 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、取引の記録並びに管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量についての情報を提供しなければならない。

## 改正資金決済法等の概要

### ○ 平成 29 年 4 月に改正資金決済法等（※）が施行され、仮想通貨交換業者に対して登録制を導入

（注）みなし仮想通貨交換業者について

法施行前から仮想通貨交換業を行っていた業者であって登録審査中の者。登録審査の間、営業を認めないと、当該業者や利用者に混乱や不利益が生じるおそれがあるため、他の金融関連の制度も参考に、登録可否の判断が行われるまで業務を行うことを認める経過措置を設けたもの。

#### 仮想通貨交換業者に対する規制

##### （1）マネロン・テロ資金供与規制（改正犯罪収益移転防止法）

- 顧客の本人確認（口座開設時、200 万円超の仮想通貨と法定通貨等との交換時、10 万円超の仮想通貨の移転時）
- 本人確認記録、取引記録の保存
- 疑わしい取引の当局への届出
- 体制整備（社内規則の整備、研修の実施、統括責任者の選任、リスク検証・モニタリングの実施、内部監査の実施など）

##### （2）利用者保護の規制（改正資金決済法）

- 内部管理体制（経営管理、システム管理、サイバーセキュリティ対策など）の整備
  - ・社内規則の整備、研修の実施、リスク検証・モニタリングの実施、内部監査の実施など
- 利用者への情報提供
  - ・法定通貨でない旨、価値を保証する者がいない場合にはその旨、価格変動による損失リスク
  - ・取引の内容、取り扱う仮想通貨の概要、手数料、分別管理の方法
  - ・その他リスク（ガイドラインにおいて、レバレッジ取引のリスクやサイバー攻撃による仮想通貨の消失リスクを例示）など
- 最低資本金・純資産に係るルール（資本金 1,000 万円以上、純資産額が負の値でない）
- 顧客財産と自己財産の分別管理
  - ・金銭：自己資金とは別の預貯金口座で管理、又は、金銭信託で管理
  - ・仮想通貨：自己の仮想通貨と明確に区分し、かつ、顧客毎の数量を直ちに判別できる状態で管理
- 分別管理・財務諸表の外部監査
- 当局による報告徴求、検査、業務改善命令など

（※）平成 28 年 6 月に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）」による改正後の「資金決済に関する法律（改正資金決済法）」及び「犯罪収益移転防止法（改正犯罪収益移転防止法）」等をいう。

（出典）金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会」（第 2 回）資料を基に作成

## 仮想通貨に関する所得の計算方法等について

- 国税庁においては、下記のとおりHPにおいて、確定申告の対象となる仮想通貨の損益やその具体的な計算方法等について取りまとめ、仮想通貨を売却した場合の計算方法等の課税上の取扱いについてQ & A形式で公表。

### 【国税庁HPより】

#### 個人課税課情報 第4号 平成29年12月1日 国税庁個人課税課

ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益については、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分され、所得税の確定申告が必要となります。

この情報（FAQ）は、確定申告の対象となる仮想通貨の損益やその具体的な計算方法等について、取りまとめたものです。

（注1）この情報は、平成29年12月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この情報で使用している事例（取引金額や取引相場を含む）は、架空のものです。事例に応じた適正な価額による一般的な取引を前提に記載しています。

（注2）例えば、年末調整済みの給与所得を有する方で、仮想通貨の売却又は使用による所得が20万円以下の方については、その他に所得がない場合、確定申告は不要です。

確定申告が必要となる場合については、

[http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2016/a/01/1\\_06.htm](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2016/a/01/1_06.htm)

をご覧ください。

### 【Q & Aの例】

#### 1 仮想通貨の売却

問 保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した際の所得の計算方法を教えてください。

（例）3月9日 2,000,000円（支払手数料を含む。）で4ビットコインを購入した。

5月20日 0.2ビットコイン（支払手数料を含む。）を110,000円で売却した。

答 保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

上記（例）の場合の所得金額は、次の計算式のとおり、10,000円です。

$$110,000 \text{円} - (2,000,000 \text{円} \div 4\text{BTC}) \times 0.2 \text{BTC} = 10,000 \text{円}$$

【売却価額】      【1ビットコイン当たりの取得価額】 【支払ビットコイン】      【所得金額】

#### 【左記の他下記のQ & Aが掲載】

- ・ 仮想通貨での商品の購入
- ・ 仮想通貨と仮想通貨の交換
- ・ 仮想通貨の取得価額
- ・ 仮想通貨の分裂（分岐）
- ・ 仮想通貨に関する所得の所得区分
- ・ 損失の取扱い
- ・ 仮想通貨の証拠金取引
- ・ 仮想通貨のマイニング等

## 「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」について

【国税庁HPより】

平成30年4月26日

### 「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」の開催について

国税庁では、平成29年12月に仮想通貨取引に関する所得計算方法を公表するとともに、その内容について仮想通貨関連団体に対して顧客等への周知・広報を依頼するなど、関係者の協力も得ながら、仮想通貨取引等の適正な申告と納税に向けた環境整備に努めているところです。

今般、国税庁では、仮想通貨交換業者を所管する金融庁の出席・協力も得つつ、仮想通貨関連団体とともに納税者自身による適正な納税義務の履行を後押しする環境整備について検討するため、「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」を開催します。

(参考1) 当面の協議事項例

仮想通貨取引所利用者に対する所得計算上必要な情報の提供といった申告利便向上策

(参考2) 第1回会合は、平成30年4月27日(金)に、中央合同庁舎第7号館内会議室にて開催します。

(参考)

- 開催実績：平成30年4月～10月：計5回（継続中）
- 主な協議事項：
  - ① 仮想通貨交換業者から顧客に対する申告に必要な情報（※）の提供について  
※年始／年末の仮想通貨数量、年中に購入・売却した仮想通貨数量、同合計金額 等
  - ② 仮想通貨の相続手続について

## 3. 仮想通貨交換業者の対応

- 仮想通貨交換業者の確定申告対応イメージ  
例) A社の税金・確定申告に関するアンサーページ

なお、ライトコインの「購入数量」「購入金額」は、ライトコインを売却した年度の確定申告において取得価額の計算に必要となりますのでご注意ください。

#### (3) 証拠金取引(仮想通貨FX)による損益

年間取引報告書に記載された「損益合計」の金額「-5,635,446円」が損益となります。

#### (4) 損益の合算

上記(1)～(3)の損益を合算します：

各商品合計損益  
= (1) + (2) + (3)  
= 2,953,138円 + 2,573円 - 5,635,446円  
= -2,679,735円

計算例では、対象年度における当社での仮想通貨取引の合計損益がマイナスとなったため、当社においてのみ仮想通貨のお取引している場合は、申告すべき雑所得はないことになります。

他社でも仮想通貨のお取引があった場合、上記(4)の合計損益「-2,679,735円」は他の取引所における取引の損益と通算できませんが、雑所得以外の所得との損益通算はできませんのでご注意ください。

また、当該損益は翌年度に繰り越すことはできません。

#### 年間取引報告書

下記のとおり、ご報告申し上げます。

##### 《商品取引》

通貨名	取引通貨	購入数量	購入金額	売却数量	売却金額	キャンペーン
ビットコイン	0 BTC	87,604 BTC	27,696,581円	56,991 BTC	20,774,832円	0.341857 BTC
イーサリアム	0 ETH	0 ETH	0円	0 ETH	0円	0 ETH
ビットコインキャッシュ	0 BCH	0 BCH	0円	0 BCH	0円	0 BCH
ライトコイン	0 LTC	10 LTC	65,370円	0 LTC	0円	0 LTC
リップル	0 XRP	100 XRP	2,666円	100 XRP	5,269円	0 XRP
合計			27,762,077円		20,780,101円	

##### 《証拠金取引》

売買損益	レバレッジ手数料	その他	損益合計
-5,461,361円	-164,145円	0円	-5,635,446円

※確定申告の流れについては、「[仮想通貨取引の確定申告を書面で行う場合の流れを教えてください。](#)」よりご参照ください。  
また、年間取引報告書の詳細は「[年間取引報告書の見方について教えてください。](#)」よりご確認ください。

# 1. 年間報告書の提供

- 国税庁が主催する「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」において、仮想通貨取引に係る申告の利便性向上に向けた方策を協議中
- 2018年分の確定申告より、国税庁は、個人の納税者に対して“仮想通貨の計算書”を提供する予定
- 仮想通貨交換業者各社は、顧客（納税者）が“仮想通貨の計算書”を簡易に作成できるように、“年間報告書”の提供を行う方針  
(顧客から求めがあった場合には、取引履歴のデータも提供)
- 上記の仮想通貨交換業者の対応について、仮想通貨交換業者各社のウェブサイトにて公表する方針

自主的な適正申告のための仮想通貨交換業者から顧客への情報提供（イメージ）

